

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 川崎重工業（株）  
業者の住所 : 兵庫県神戸市中央区東川崎町3-1-1
- 2 指名停止措置期間 : 平成22年 2月22日～平成22年 4月21日(2ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域
- 4 事実概要

川崎重工業(株)は、監理技術者資格者証の携帯が必要とされる工事において、資格要件を満たさない者を専任の監理技術者として配置していた。  
このことが、同法第28条第1項第2号に該当するとして、平成22年1月20日、近畿地方整備局長から監督処分(指示処分)を受けた。

5 指名停止措置理由

川崎重工業(株)が、建設業法に違反し近畿地方整備局長より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第12号(建設業法違反行為)に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2>

| 措 置 要 件   | 期 間                  |
|---|----------------------|
| (建設業法違反行為)<br>12 関係区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) | 当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内 |

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

アーバンエース三宮ビル12階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026